

事業者排出量削減計画書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 (宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京丹後市大宮町河辺3188番地		平成23年9月22日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 丹後織物工業組合 理事長 渡邊正毅					
主たる業種	織物の精練・染色・整理						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	平成20年度から平成22年度平均を基準とし、エネルギーの効率化を進め3%以上のCO2削減を図る。						
計画を推進するための体制	省エネ対策委員会を中心に管理並びに検証を行い取り組んでいく。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,180.7 トン	6,074.0 トン	5,967.5 トン	5,878.1 トン	-3.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,605.9 トン	6,074.0 トン	5,967.5 トン	5,878.1 トン	-9.6 パーセント	
目標の根拠		H24年度に高効率のボイラに更新し、CO2の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量(㎡) × 1/1000)	1.92	2.00	1.85	1.85	1.76 パーセント
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量(㎡) × 1/1000)	1.72	1.70	1.70	1.65	0.00 パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		H24年度にボイラ設備を高効率のものに更新する(中央加工場)ことで3%以上の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		7.0 ㊦	7.0 ㊦	76.0 ㊦	92.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	諸機械の適正な運転管理に努める。					
	(24)年度	諸機械の適正な運転管理に努める。高効率ボイラ設備に更新する。一部の照明設備(24時間使用する設備)を高効率なものに更新する。					
	(25)年度	諸機械の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤時に自動車の使用を控えることは困難です。					
	上記の措置を採用する理由	バス・鉄道などの交通機関は本数も少なく不便であり、通勤に使用することは大変困難であるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	工場敷地内外でのアイドリングストップ						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。